

公益財団法人せんだい男女共同参画財団 寄附金取扱規程

(受入基準)

第3条 財団は、寄附金等が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その寄附金等を受入れることができないものとする。

- (1) 寄附金等が定款第3条に定める目的の達成に資するものでないと判断されるとき
- (2) 寄附金等の受入において、次に掲げる条件等が付されているとき
 - ア 寄附者に寄附の対価として何らかの利益又は便宜を供与すること
 - イ 寄附者が寄附の経理について監査を行うこと
 - ウ 寄附後に寄附者が寄附の全部または一部を取り消すことができること
 - エ 寄附された寄附金等を寄附者に無償で譲渡又は使用させること
 - オ その他理事長が財団の運営上支障があると認める条件
- (3) 寄附金等を受け入れることにより、財団の業務、財政又は名誉に特段の負担又は支障が生じると認められるとき